人工知能(AI)による創作物と知的財産権



辻本法律特許事務所 弁護士 **辻本** 良知

第1 はじめに

近年、人工知能(Artificial Intelligence = AI)を用いた技術の実用化が進んでおり、Google社やIBM社などを筆頭に世界各国の企業において人工知能を用いた技術に対する研究や投資が活発に行われている。例えば、自動車の自動運転技術や病気に対する最適な治療方針をコンピューターが瞬時に提示する技術などはマスメディアでも頻繁に報道されているところである。

さらに、人間による思想感情を介することなく人工知能が自律的に創作した表現物等に関する報道も相次いでいる。従来、社会的に有意な表現物の創作には、人間のみが有する思考や感性を活用することが不可欠であり、人間の思想感情を経ることなくコンピューターが自律的に創作活動を行うことは想定されてこなかった。しかし、2012年頃から注目を集めるようになったディープラーニング(深層学習)の目覚ましい発達により、コンピューターによる自律的な創作活動も可能な状況が生まれつつある。ディープラーニングは人間の脳と同様の働きをコンピューターによって実現する技術であり、かかる技術の進歩により、人間が単にコンピューターに創作の指示を出すことのみ¹によって、人間が思考を働かせて創作した場合と区別のつかない表現物が生み出されるに至っている。

ところが、上記のように、従来、人間の思想感情を経ることなくコンピューターが自律的に創作活動を行うことは想定されておらず、我が国の知的財産法も人間による創作活動を前提として法制度が構築されている。このように、現在の我が国の法制度では人工知能による創作物に対する権利関係が必ずしも整理されているとは言えない状況にあることもあり、政府も知的財産戦略本部に設置された次世代知財システム検討委員会において当該状況に関する各種の検討を行うに至っている。

そこで、本稿においては、人工知能による創作物と知的財産権の関係につき、上記・次世代知 財システム検討委員会による報告書²の内容にも留意しつつ検討を加えることとする。

¹ 現時点では少なくとも人間による創作の指示は不可欠であるが、技術の進展により、人間による創作の指示すら要することなく、コンピューターが自律的に表現物を創作する時代が到来することも考えられる。